

114
A2143
1



造幣規則

第一條

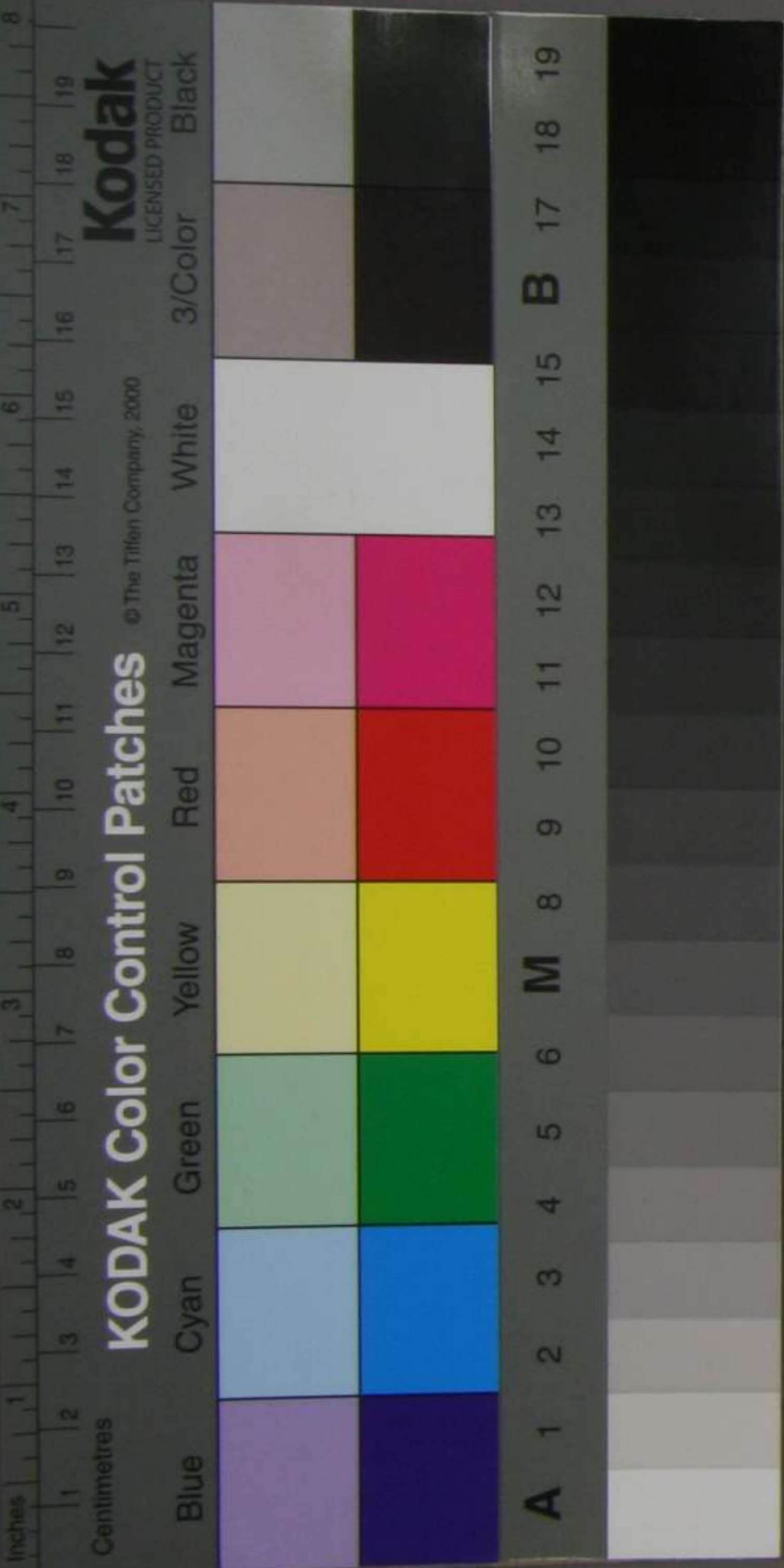
大正十一年四月
陸軍省郵務局贈

293

造幣寮地金局より五月十六日「西洋千八百七一年
第七月三日より金匁子掲載を以て休日を除くの外毎日朝
夜十時より午後第一時を以て地金局より為す可き代開
とす

休暇表

三月三日	五月五日	七月七日	七月十四ヨリ 十五日迄	四月十五日
毎日曜日	四月 三日ヨリ 五日迄	四月七日	四月十五日	四月十五日



九月九日

九月廿二

十二月廿六日ヨリ
三十四日

第二條

萬一非常之事情生ずるに造幣地体は如何に
勿論地金交易方式は如何に

但此場合之於ては連系平中を布告すべし

第三條

品位并價共詳明なる地金並外國金貨幣
百五十オンストロイ

九一貫言
四十二文

銀地金並日本一分限外國

銀貨幣一ニ千オンス凡十六貫五目
六十目以上の高ありて地金局長

即ち造幣權頭並之を如何に

第四條

品位并價共詳明なる金銀地金並日本或は外國
の貨幣を如何に其に試驗熔解之を如何に
品位
と價と或明し
造幣適當なるかは如何に
如何なるは如何に

第五條

右試驗熔解の上を如何に其に銀地金造幣不適

當り六之と多入の返却一減額解並分拆せし
友の手取料と細先一むゆ一

減額解並分拆の手取料六千分一むゆ一

第六條

西位九百九割五分とて、正地金八百割五分とて、銀
地を大造幣寮とて、大造とて、多入の物とて、多入の精
製を望むとて、大造幣寮の上造幣の爲之とて、多入とて

但し、大造幣寮の三條と目録とて、大造幣寮の
手取料とて、多入とて、

第七條

造幣寮とて、造幣の多入を限地を法府属の
上造幣手取料とて、去り、残價とて、當り本位を以て、以
て、多入一日より三十日間、拂ふべき令状を返さる

右令状の字を、神子とて、日本政府の外、不為、多入、
リエニタルバンク社中、て、不文、限中、に、拂ふ、

第八條

本位を、貨濤造の手取料とて、當り、之内、百、分、一、あり
原

第九條

金銀混合の地金

五厘二分重の類は
口部内小属

六五五オニストロイ

凡四百四十日

以上の言あるは造幣寮に於て之を預り分拆

の上の價を定め、後全之を交ふる也

但右多拆料を金銀混合の多少よりして、其時

於て之を定む也

第十條

一圓銀鑄造を以ての外、銀地金を造幣寮の都合より

於て之を交ふる也。其の價は、造幣寮の定むる内、純金一

純銀十六の割合を以て

第十一條

向後、應換せし日本新貨幣ハ千五百五の多額料を以

て、其の重量目丈の價を以て、再鑄し得る也

第十二條

金銀地金を試験を以ての上より、其の品位の異なるは

大板造幣寮に限り、之を請ふる也。されとも、其の

の質と重量とを新貨幣と拂ひ返さるとき、異論なきは

右の條に表面に記載せる造幣規則書の下に承諾の旨

を認め自らの姓名と多記を以て各開港場より之を
請ふべし

受取書雛取

證

幸未何番

品位未定

一全銀地金何斤 印 割

右高表面小記載を規則より之を造幣の
為大阪造幣寮に送らるべきに付 西暦年世別

此證書表面に送幣規則
ヲ掲載ス

但新貨幣造方の為に進て造幣寮より
申越通る多し

年月日

後
長官姓名印
右智彦十六
頭取姓名印

所持人名宛

右證書より神戸横濱、同所より御用為智彦は
て取扱ひ長崎新瀉、同所運上所、あり
取扱小冊

第十三條

大坂を除くの外各開港場に在るの日本貨幣及外國貨幣又ハ金銀地金を納先造幣を要する者ハ定日敷三十日の外往返日敷並運賃危難諸原等九の畧表通り算出スル

地名	往返日敷	運賃并危難諸原料
神戸ヨリ大坂迄	二日	百ニ百〇、二五
横濱ヨリ全	十五日	百ニ百一、二五
長崎ヨリ全	十五日	百ニ百一、七五
新潟ヨリ全	三十日	百ニ百四、二五

米穀ヨリ全 三十日 百ニ百三、二五

第十八條

一圓銀鑄造の根地を造幣寮が請取及改鑄の手續を都る此造幣規則通り多ク

第十九條

根地を請取量ハ第十八條と同様なる

第二十條

鑄造の根貨源ハ第十八條と同様なる

第十七條

一圓眼鏡造の材料ハ百分百六五ニシテ

第十八條

大坂を除くの外各同地場ニ於テ眼鏡造を居出シ一圓眼鏡造を居出スル者ハ都テ第十三條ノ條ニ從テ之を請取ル

第十九條

此規則實際試験のニ要用ト思ハス庸行を何時ノニ於テ改正スルカを定ム

右ノ通相定事

辛未四月

